

岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金交付要綱

令和7年5月27日制定

岡山県商工会連合会

(総則)

第1条 岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金（以下「BCP 補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。）及び岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 南海トラフ地震や頻発化・激甚化する風水害といった自然災害等の緊急事態においても、事業を継続又は早期に復旧させ、従業員の雇用やサプライチェーン、地域経済の活力を維持するとともに、小規模事業者の成長発展のみならず持続的な発展を図ることを目的として、小規模事業者がBCP等を作成しその計画に基づいた事業継続力の強化に資する取組みを支援するため、岡山県小規模事業者事業継続力強化支援事業に基づき補助金の交付等を行うことを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 補助対象者 別紙1に記載した者をいう。
- (2) 補助事業者 第9条の規定に基づく交付決定の通知を受けた者をいう。
- (3) 支援機関 別紙2に記載した者をいう。
- (4) 事務局 BCP 補助金にかかる交付等事業の執行団体（岡山県商工会連合会）をいう。
- (5) 会長 岡山県商工会連合会会長をいう。

(交付の対象及び補助率)

- 第4条 会長は、補助事業者が行う BCP 補助金に係る事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙4「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者が行う事業については、BCP 補助金の交付対象としない。
- 2 補助対象経費の区分、補助率並びに下限額及び上限額は、別紙3の2（補助率・補助上限額等）のとおりとする。

(補助事業の実施期間)

- 第5条 事業実施期間は、会長が第9条第2項の規定に基づく交付決定を行った日から、令和7年11月28日までの間とする。

(交付申請)

- 第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による「岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金交付申請書」に必要な書類を添えて、会長に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額および当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(J グランツによる申請等)

- 第7条 補助事業者は、前条第1項の規定に基づく交付の申請について、補助金申請システム（以下「J グランツ」という。）により行うものとする。この場合、第17条第1項の規定に基づく実績報告、第19条第2項の規定に基づく支払請求についても同様に、J グランツにより行うものとする。

(J グランツによる通知等)

- 第8条 会長は、前条の規定により行われた交付の申請等に対し、第9条第2項の規定に基づく通知、第18条第1項の規定に基づく通知について、当該通知等を J グランツにより行うものとする。

(交付決定)

- 第9条 補助金交付の決定にあたっては、決定額の上限を1事業あたり50万円とする。ただし「岡山県BCP認定制度により認定を受けた事業者」については、決定額の上限を1事業あたり100万円とする。
- 2 会長は、第6条第1項の規定による岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金交付申請書の提出があったときは、審査のうえ交付決定を行い、様式第3による「岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金交付決定通知書」を補助事業者に通知するものとする。
 - 3 当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、申請締切から30日とする。
 - 4 会長は、第2項による交付の決定に当たっては、第6条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認められた時は、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
 - 5 会長は、第6条第2項による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
 - 6 会長は、第2項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

- 第10条 補助事業者は、前条の交付決定の内容およびこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金交付決定通知書の送付を受けた日から10日以内に、様式第4による「岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金交付申請取下届出書」を会長に提出しなければならない。

(事業の内容又は経費の配分の変更)

- 第11条 補助事業者は、第9条第2項の交付決定を受けた事業(以下「対象事業」という。)の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、原則として、あらかじめ様式第5による「岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金に係る補助事業の内容・経費の配分の変更承認申請書」を会長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に定める軽微な変更についてはこの限りではない。
- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額について20パーセント以内での流用増減する場合。
 - (2) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合。

- (3) 補助目的および事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合。
- 2 会長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定内容を変更し、または条件を付することができる。

(補助事業の経理等)

第12条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿およびすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿および証拠書類を補助事業の完了（第14条の規定により中止または廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、会長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第13条 補助事業者は、第9条第2項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部または一部を会長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、または承継させてはならない。

(中止または廃止)

第14条 補助事業者は、補助事業を中止または廃止しようとするときは、あらかじめ様式第6-1による「岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金に係る補助事業の中止（廃止）承認申請書」を会長に提出して、その承認を受けなければならない。

- 2 会長は、第1項の規定による申請書の提出があったときは、審査のうえ承認を行い、様式第6-2「岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金に係る補助事業の中止（廃止）承認通知書」により補助事業者に通知する。
- 3 補助事業者は、補助事業完了後の実施状況報告期間において、事業を中止または廃止しようとするときは、あらかじめ様式第6-3による「岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金に係る補助事業完了後の事業中止（廃止）承認申請書」を会長に提出して、その承認を受けなければならない。
- 4 補助事業者は、前項の規程による届出のうち、事業の全部の廃止に係る届出を行った場合は、当該届出日に事業が終了したものとし、当該届出日の属する年度以降、第16条の規定に基づく状況調査報告書の提出は不要とする。
- 5 会長は、第3項の規定による申請書の提出があったときは、審査のうえ承認を行い、様式第6-4「岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金に係る補助事業完了後の事業中止（廃止）承認通知書」により補助事業者に通知する。

(事故の報告)

第15条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合または補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第7による「岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金に係る補助事業の事故報告書」を会長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実施状況報告)

第16条 補助事業者は、補助事業が完了した日の属する年度を初回として、翌年度以降3年間（合計4回）、補助事業の遂行および収支の状況について、初回は様式第14-1「岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金に係る状況調査報告書」、翌年度以降は様式第14-2「岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金に係る状況調査報告書」を会長に提出しなければならない。

(実績報告)

第17条 補助事業者は、補助事業が完了（第14条の規定により中止または廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、補助事業が完了した日の翌日から起算して30日を経過した日、または令和7年12月10日のいずれか早い日までに、様式第8-1「岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金に係る補助事業実績報告書」を会長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助事業の額の確定)

第18条 会長は、第17条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査および必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第8-2「岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金確定通知書」により確定された補助金の額を補助事業者に通知する。

- 2 前項の規定により確定する交付すべき補助金の額は、千円単位（千円未満切り捨て）とする。

(補助金の支払い)

第19条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第

9による「岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金に係る補助金精算払請求書」を会長に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第20条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第10「消費税および地方消費税額の額の確定に伴う報告書」により速やかに会長に報告しなければならない。

2 会長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部または一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(是正のための措置)

第21条 会長は、交付対象事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置を執るべきことを補助事業者に命ずることができる。

(交付決定の取消し等)

第22条 会長は、第14条の補助事業の中止もしくは廃止の申請があった場合または次の各号の一に該当する場合には、第9条第2項の交付の決定の全部もしくは一部を取消し、または変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令又は本要綱に違反した場合。
- (2) 補助事業者が、法令又は本要綱に基づく会長の処分もしくは指示に違反した場合。
- (3) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
- (4) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
- (5) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合。
- (6) 補助事業者が、申請時の誓約に反し、申請書類の記載事項が真正でないことが判明した場合。
- (7) 補助事業者が、別紙1に定める補助対象者に該当しない場合。
- (8) 第17条に定める期限内に、様式第8-1による「岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金に係る補助事業実績報告書」の提出を怠った場合。
- (9) 当該補助事業が第5条に定める実施期限の日までに終了しなかった場合。

- 2 会長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部または一部の返還を命ずるものとする。
- 3 会長は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号、第7号および第8号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第20条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第23条 補助事業者は、補助対象経費(補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業期間内に取得財産等があるときは、第24条第4項で処分を承認された財産を除き、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間管理しなければならない。
 - 3 補助事業者は、取得財産等について、様式第11による「取得財産等管理台帳」を備え管理しなければならない。
 - 4 補助事業者は、補助事業の実施期間内に取得財産等があるときは、第17条第1項に定める実績報告書に様式第12による「取得財産等管理明細表」を添付しなければならない。
 - 5 会長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、またはあると見込まれるときは、その収入の全部もしくは一部を岡山県に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

- 第24条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格または効用の増加価格が単価50万円(消費税および地方消費税相当額を含まない。)以上の機械、器具、備品およびその他の財産とする。
- 2 処分を制限する期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分を制限する期間(令和5年4月26日経済産業省告示第64号)に準じるものとする。
 - 3 中古資産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)第3条第1項第2号の規定を準用し、次に掲げる年数とする。ただし、その年数が2年に満たないときは、これを2年とする。

- (1) 前項で定める期間の全部を経過した資産
当該資産に係る前項で定める年数の 20%に相当する年数（1年未満の端数切捨て）
 - (2) 前項で定める期間の一部を経過した資産
当該資産に係る前項で定める年数から経過年数を控除した年数に、経過年数の 20%に相当する年数を加算した年数（1年未満の端数切捨て）
- 4 補助事業者は、第2項および第3項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第13による「取得財産の処分承認申請書」を会長に提出して、その承認を受けなければならない。
 - 5 前条第5項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（暴力団排除に関する誓約）

第25条 補助事業者は、別紙4の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認し、同誓約事項への記入及び提出をもって同意したものとする。

（その他必要な事項）

第26条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月27日から施行し、令和7年度分の補助金に適用する。

別紙 1

補助対象者は、岡山県内に所在する小規模事業者（個人、又は岡山県内に本店を有する法人）等であり、次の要件をすべて満たす者とする。

1. 小規模事業者であること

「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」において、業種ごとに従業員数で小規模事業者であるか否かを判断する。

商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

※以下に該当する者は「常時使用する従業員の数」に含めないものとする。

(ア) 会社役員（ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含む。）

(イ) 個人事業主本人及び同居の親族従業員

(ウ) (申請時点で) 育児休業中・介護休業中・傷病休業中または休職中の社員

(エ) 以下のいずれかの上限に該当する、パートタイム労働者等

a 日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者（ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は「常時使用する従業員」に含む。）

b 所定労働時間が、同一の事業所に雇用される「通常の従業員」の所定労働時間に比べて短い者

※業種の判定については、現に行っている事業の業態、または今後予定している業態によって、業種を判定する。

※補助対象者の範囲

補助対象者となりうる者	補助対象にならない者
○会社および会社に準ずる営利法人 (株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合、士業法人(弁護士・税理士等))	○医師、歯科医師、助産師
○個人事業主（商工業者であること）	○系統出荷による収入のみである個人農業者（個人の林業・水産業者についても同様）
	○協同組合等の組合（企業組合・協業組合を除く）
	○特定非営利活動法人
	○一般社団法人、公益社団法人
	○一般財団法人、公益財団法人
	○医療法人

	<input type="radio"/> 宗教法人 <input type="radio"/> 学校法人 <input type="radio"/> 農事組合法人 <input type="radio"/> 社会福祉法人 <input type="radio"/> 申請時点で開業していない創業予定者（例えば、既に税務署に開業届を提出していても、開業届上の開業日が申請日より後の場合は対象外） （※1） <input type="radio"/> 任意団体 等
--	---

※1：既に税務署に開業届を提出していても、申請時点までに事業を開始していない場合は補助対象外となる。採択後に判明した場合は、採択・交付決定の取消し等を行う場合がある。

2. 以下のいずれかの事業継続計画（BCP）を策定していること
 - ①岡山県 BCP 認定制度の認定を受けた事業継続計画（BCP）
 - ②国の認定を受けた事業継続力強化計画
 - ③岡山県版かたん BCP シート（原則3枚／地震・風水害・新型感染症）
 - ④事業者が独自で策定した事業継続計画（BCP）
3. 県税に滞納がないこと（徴収の猶予を受けている者は除く。）
4. 訴訟や法令順守上の問題を抱えていないこと
5. 次のいずれにも該当しないこと
 - ・役員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。）が、暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - ・役員等が暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にあると認められる者
 - ・役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - ・暴力団員等、暴力団又は暴力団員等の統制下にある者並びに暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者が、経営に実質的に関与していると認められる者
6. 岡山県や国が実施する事後調査等に協力できること
7. 令和5年度岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金（BCP補助金）、または令和6年度岡山県小規模事業者事業継続力強化補助金（BCP補助金）において、交付決定を受けた事業者ではないこと

別紙 2

岡山県商工会議所連合会	岡山商工会議所	岡山市北区厚生町 3 丁目 1 番 15 号	086-232-2266
	倉敷商工会議所	倉敷市白楽町 249-5	086-424-2111
	津山商工会議所	津山市山下 30-9	0868-22-3141
	玉島商工会議所	倉敷市玉島中央町 2 丁目 3-12	086-526-0131
	玉野商工会議所	玉野市築港 1-1-3	0863-33-5010
	児島商工会議所	倉敷市児島駅前 1-37 倉敷市児島産業振興センター 2 階	086-472-4450
	笠岡商工会議所	笠岡市十一番町 3-3	0865-63-1151
	井原商工会議所	井原市七日市町 13	0866-62-0420
	備前商工会議所	備前市東片上 230	0869-64-2885
	高梁商工会議所	高梁市南町 16-2	0866-22-2091
	総社商工会議所	総社市中央 6-9-108	0866-92-1122
	新見商工会議所	新見市高尾 2475-7 新見商工会館 2 階	0867-72-2139
岡山県商工会連合会	岡山北商工会	岡山市北区御津宇垣 1630-1	086-724-2131
	岡山西商工会	岡山市北区庭瀬 488-6	086-293-0454
	岡山南商工会	岡山市南区藤田 564-131	086-296-0765
	吉備中央町商工会	加賀郡吉備中央町豊野 1-1	0866-54-1062
	瀬戸内市商工会	瀬戸内市邑久町山田庄 372-1	0869-22-1010
	赤磐商工会	赤磐市下市 357-7	086-955-0144
	備前東商工会	備前市日生町寒河 2570-31	0869-72-2151
	和気商工会	和気郡和気町尺所 2 和気町立図書館 3 階	0869-93-0522
	つくば商工会	都窪郡早島町早島 4156 関西書芸院 1 階	086-482-1111
	総社吉備路商工会	総社市岡谷 160	0866-93-8000
	真備船穂商工会	倉敷市真備町箭田 1180-3	086-698-0265
	浅口商工会	浅口市鴨方町鴨方 2244-8	0865-44-3211
	備中西商工会	小田郡矢掛町小林 163-2	0866-82-0559
	備北商工会	高梁市成羽町下原 432-1	0866-42-2412
	阿哲商工会	新見市神郷下神代 4898-9	0867-92-6103
	真庭商工会	真庭市鍋屋 6	0867-42-4325
	作州津山商工会	津山市新野東 567-9	0868-36-5533
	鏡野町商工会	苫田郡鏡野町竹田 747	0868-54-3311
	久米郡商工会	久米郡美咲町原田 1757-8	0868-66-0033
	みまさか商工会	美作市栄町 187-4	0868-73-6520
岡山県中小企業団体中央会	岡山県中小企業団体中央会	岡山市北区弓之町 4 番 19-202 号 (岡山県中小企業会館 2 階)	086-224-2245

1. 補助対象経費

補助対象事業の区分	補助対象経費（例示）
ア 設備の購入、設置	自家発電装置、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、無停電電源装置(U P S)、土嚢、止水板 等
イ 緊急時用の備蓄品の購入	従業員用非常食(水・食料等)、簡易トイレ、毛布、簡易浄水器 等
ウ クラウドサービス利用に係る経費	クラウドサービス利用料(月額)及び初期導入費用

【留意事項】

(ア) 上記に加え補助対象経費は次の条件をすべて満たすこと。

- ・ 応募申請時に提出する事業継続計画等に記載されている取組みにおいて必要とされる経費
- ・ 交付決定日以降に発生し対象期間中に支払が完了した経費
- ・ 証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

(イ) 補助事業における発注先(委託先)の選定にあたっては、1件あたり100万円超(税込)を要するものについては、2者以上から見積を取り、より安価な発注先(委託先)を選定すること。ただし、発注(委託)する事業内容の性質上、見積を取ることが困難な場合は、該当企業等を随意契約の対象とする理由書を実績報告時に提出すること。なお、中古品の購入については、金額に関わらず、すべて、2者以上からの見積が必須であり、この場合、理由書の提出による随意契約での購入は、補助対象外となる。

2. 補助率・補助上限額等

※補助下限 10 万円とする。

区分	補助上限	補助率
岡山県 BCP 認定制度の認定を受けた BCP に基づき実施する事業	100 万円	3 分の 2 以内
認定を受けた事業継続力強化計画に基づき実施する事業	50 万円	
「岡山県版かんたん BCP シート」(原則 3 枚)に基づき実施する事業		
独自の BCP に基づき実施する事業 (岡山県 BCP 認定制度の認定を受けた場合を除く)		

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

以上

令和 年 月 日

岡山県商工会連合会 会長 殿

所在地 _____

(フリガナ)
名 称 _____

(フリガナ)
代表者氏名 _____
(自 署)

※所在地は、事務所等所在地を記載してください。
※生年月日の年は和暦で記載してください。

代表者生年月日 _____